社会福祉法人やすらぎ会役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人やすらぎ会（以下「法人」という。）の定款第８条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事、監事及び理事長が委嘱した委員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

（２）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤の役員とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。

（４）委員とは、法人の運営上必要と認め、理事長が委嘱した者をいう。

（５）報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何は問わない。

（報酬の支給）

第３条　法人では、役員等に職務執行の対価として、別表により報酬を支給する。

２　評議員には定款第８条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。

３　常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間以外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

（報酬額の決定）

第４条　法人の全理事の報酬総額は、年間130万円以内とする。

２　法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

（理事会及び評議員会への出席報酬）

第５条　理事長以外の役員が理事会に出席したときは、別表により１日分の報酬を支払う。

２　評議員が評議員会に出席したときは、別表により１日分の報酬を支払うことができる。

（理事長以外の理事の勤務報酬）

第６条　理事長以外の理事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表により報酬を支払う。

（監事の報酬）

第７条　監事が内部監査、理事会及び評議員会並びにその他の監査業務に出席したときは、別表により１日分の報酬を支払う。

２　監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための町外での業務に当たった場合は、別表により報酬を支払う。

（理事長が委嘱した委員等）

第８条　理事長が委嘱した委員等が法人及び施設の運営のために業務に当たった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

（支給方法）

第９条　理事長の報酬は月額報酬とし、毎月末日に支給する。

２　理事及び監事の報酬は年額報酬と日額報酬に区分し、年額報酬は事業年度末月に支給することとし、日額報酬はその都度支給するものとする。
３　評議員及び理事長が委嘱した委員については、日額報酬としてその都度支給するものとする。
（公表）
第１０条　当法人はこの規程をもって、社会福祉法第５９条に定める報酬等の支給基準として公表する。
（改廃）
第１１条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。
（補則）
第１２条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附　則
この規程は、平成２５年１月１日より施行する。但し、理事長の報酬については平成２４年１０月１日から適用する。
（１）この規程は、令和５年１０月３１日に一部改正し、施行にあたっては、令和６年度評議員会の承認を受けた日をもって施行する。
改　正
（１）この規程は、平成２９年６月１９日別表の一部を改正し、平成２９年６月１日より施行する。
（２）令和２年６月１日一部改正並びに別表の一部を改正
（３）令和５年１０月３１日一部改正並びに別表の一部を改正し、施行にあたっては、令和６年度評議員会の承認を受けた日をもって施行する。（令和６年６月１９日承認）
（４）この規程は、別表を改正し、令和７年７月１日より施行する。

別　表

職　名	報　酬		
	年　額	月　額	日　額
理事長		８１,０００円	
理　事	２４，０００円		６,０００円
監　事	２４，０００円		６,０００円
評議員	５，０００円		６,０００円
理事長が委嘱又は依頼した委員（要綱等で金額を定めている場合を除く）			３,６００円